

大阪事務所
〒569-0804
高槻市紺屋町11-1 FKビル2F
TEL 072-685-7188
FAX 072-685-7189

国会事務所
〒100-8981
東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館414号室
TEL 03-3508-7266
FAX 03-3508-3536

発行:ケンタネット

8倍働く 最前線で 質問 26回

通常国会実績編

2017年通常国会 公式発言

質問数は平均の8倍(26回)で国会屈指

2/14	予算委員会	(集中質疑) 離婚をめぐる子の連れ去り問題、米国抜きのTPPの可能性について
3/8	法務委員会	(大臣所信質疑) 外国人技能実習制度、ハーグ条約に関連する子の連れ去り問題
3/21	法務委員会	(一般質疑) 国連ガイドライン、暴力団とテロ組織の特性など
3/22	法務委員会	【裁判所法】法曹人口拡大による弁護士の需給バランスなど
3/24	法務委員会	【裁判所法】参考人質疑
3/30	決算委員会	(平成26・27年度決算 一般質疑) 東日本大震災の被害総額算定方法の検証など
3/31	法務委員会	【裁判所法】最高裁判事の構成、司法制度改革の反省点、法科大学院の在り方など
4/3	決算委員会	(平成26・27年度決算 総括質疑) 預金保険機構の金融機能早期健全化勘定について
4/5	法務委員会	【民法・債権関係】同じ質問で時間を浪費する民進党に抗議し、3分で質問を切り上げ
4/6	本会議	【テロ等準備罪 趣旨説明質疑】代表質問
4/10	決算委員会	(平成26・27年度 決算) スマホ等が未成年に与える影響など
4/14	法務委員会	【テロ等準備罪】障害者支援法48条における障害者への聴取のあり方について
4/17	決算委員会	(平成24・25年度 決算締めくり総括) ハーグ条約に関して米下院の日本に対する姿勢
4/19	法務委員会・午前	【テロ等準備罪・総理質疑】各国の捜査手法の比較表を用いて問題提起
4/19	法務委員会・午後	【テロ等準備罪】通信傍受についての国内外の実態などについて
4/21	法務委員会	【テロ等準備罪】共謀罪をめぐる国連立法ガイドパラグラフ51の解釈など
4/24	決算委員会	(平成26・27年度決算 重点事項審査) 戦闘ヘリ アパッチをめぐる賠償問題について
4/24	拉致特別委員会	(一般質疑) 北朝鮮の情報収集体制など
4/25	法務委員会	【テロ等準備罪】参考人質疑
4/28	法務委員会	【テロ等準備罪】取り調べの可視化と通信傍受とテロ防止
5/10	決算委員会	(平成26・27年度決算 全般的審査) アパッチ問題、日本のヘリ産業の構造問題について
5/12	法務委員会	【テロ等準備罪】IMSIキャッチャーとGPS捜査について、及び維新修正案を趣旨説明
5/16	法務委員会	【テロ等準備罪】参考人質疑
5/19	法務委員会	【テロ等準備罪】修正案提出者として丸山穂高議員に対して答弁
5/23	本会議	【テロ等準備罪】賛成討論
5/30	参院法務委員会	【テロ等準備罪】修正案の趣旨説明
6/1	参院法務委員会	【テロ等準備罪】修正案について東徹議員に答弁
6/2	法務委員会	(一般質疑) DNAによる親子鑑定について
6/5	決算委員会	(平成26・27年度決算 締めくり総括) 障害者の聴取におけるイギリス型の配慮など

松浪ケンタのプロフィール

経歴 衆議院議員(5期)、昭和46年大阪生まれ。清風高、早稲田大学商学部卒業。産経新聞記者を経て、平成14年に初当選。これまでに衆議院決算行政監視委員長、厚生労働大臣政務官、内閣府大臣政務官(道州制、地方分権担当)など歴任。

特技 ギター演奏でテレビ出演歴があり、ボクシングのプロライセンスや空手の全国大会出場歴もある。オートバイやカメの飼育にも詳しい。英語はTOEICでAレベル。



拉致問題 党対策本部長に就任

情報収集体制の不備を指摘

日本維新の会拉致対策本部長に就任し、4月23日に開かれた国民大集会で党を代表して「拉致問題を最優先の政策課題にすべき」と、挨拶しました。

核問題によって、拉致問題の存在感が薄れていますが、ケンタの2度の訪朝は、拉致問題

に少しでも貢献できればとの思いからです。

衆議院拉致問題特別委員会では、岸田大臣にも情報収集のあり方などを詰め寄り、6月1日には特定失踪者の家族の皆様とも会合を持ちました。

政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議では安倍総理や各党代表が顔をそろえた
 首相官邸



拉致対策本部長として、党を代表して国民大集会で挨拶する松浪ケンタ 〓 救う会全国協議会のホームページより

テロ等準備罪 維新が修正案を立案

⇒取り調べを可視化

法律もつくりず、もしも東京五輪の開催途中にテロが起こったら、世論は今回のテロ等準備罪よりも、もっと厳しい法律を要求するでしょう。

今回の法律は、国際組織犯罪条約（TOC条約）に加盟するため、最低限の条件を定めたものです。テロ抑止に有効とされる通信傍受（盗聴）は全く変わらないため、橋下徹氏は「通信傍受を拡大しないと、テロ対策の実務に実効性が乏しい」と、指摘していました。

日本の捜査手法は、先進国の中でも飛び抜けて抑制的です。日本では裁判所が令状発布する司法傍受は年間に40件程度。アメリカは4,000件、フランスは50,000件を超えるうえ、日本では許可されない令状なしの行政傍受まで広く行われています。

一方、民進党の国会審議が現実離れして

維新提案 修正のポイント

- 取り調べの録音・録画を実質的に義務化
- GPS捜査の立法化を検討
- 準備罪にも本犯と同じく親告罪適用を明記

おり、同じ議場で情けない思いをしました。「花見と下見の違いは？」「キノコを採っても共謀罪は適用されるか？」等々。抑制的な日本の捜査の実態とあまりにもかけ離れていました。

とはいえ、国民の不安が大きかったのも事実です。そこで維新は修正案を作成。たとえ過って一般国民が共謀罪で逮捕された場合にも、取り調べが録音・録画されるよう提案し、実現しました。取り調べが可視化されると、無理な取り調べが行えなくなるというわけです。

この修正案はケンタが立案し、与党との協議をまとめあげたもの。修正案に対する質疑では、ケンタが答弁しました。